

◇「人権教育推進協議会委員」関係法令

●上尾市人権教育推進協議会設置要綱（平成15年9月24日教育長決裁）

（設置）

第1条 人権教育の推進を図り、明るい地域社会を形成するため、上尾市教育委員会（以下「委員会」という。）に上尾市人権教育推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について研究協議する。

- (1) 同和教育を始めとするさまざまな人権教育の推進及びその啓発に係る基本指針及び基本計画の策定に関すること。
- (2) 基本計画の進行管理に関すること。
- (3) 人権推進機関との連絡調整に関すること。
- (4) 参考資料の収集及び提供に関すること。
- (5) その他人権教育の推進に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、委員会が委嘱する。

- (1) 人権教育に携わる者
- (2) 社会教育委員
- (3) 公民館運営審議会委員
- (4) 人権教育集会所運営委員
- (5) 識見を有する者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、委嘱された時における当該身分を失った場合は、その職を失う。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（専門部会）

第8条 協議会は、専門事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、教育総務部生涯学習課において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。